

交通遺児新入学給付金等一時金支給規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人おりづる会（以下「おりづる会」という。）が交通遺児の健全な育成に寄与することを目的として実施する経済援護事業のうち交通遺児新入学給付金等（以下「新入学給付金等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(新入学給付金等の種別)

第2条 前項に規定の新入学給付金等の種別は、次のとおりとする。

- (1) 交通遺児新入学給付金
- (2) 交通遺児就職仕度金
- (3) 交通遺児進級支援金
- (4) 交通遺児高等学校卒業祝金

(新入学給付金等の支給対象者)

第3条 新入学給付金等は、交通遺児(滋賀県の住民で、交通事故により、父もしくは母または両親をなくした者をいう。以下同じ。)で、次の第1号または第2号に該当しない者のうち、第4条の規定の支給条件を満たした満18歳以下の者を支給の対象とする。

- (1) 父もしくは母が再婚し、あるいは養子縁組により両親がそろっている者
- (2) この給付金の支給時期までに死亡した者

2 前項で規定する交通遺児は、第2条第4項の給付において、該当の年度中に18歳に到達した者(同等と認める者を含む)を含む。

(支給の条件)

第4条 新入学給付金等の支給条件は、次のとおりとし、いずれも年度内対象者のみに支給する。

- (1) 交通遺児新入学給付金は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校もしくは高等専門学校(第1学年から第3学年に限る。)または同法第124条に規定する専修学校の高等課程の初学年に新入学した者(中等教育学校の第4学年進級者等、同等と認められる者を含む。)、同法第134条に規定する各種学校に新入学した者(同等と認められる者を含む。)に対して給付する。
- (2) 交通遺児就職仕度金は、中学校を卒業し就職する者に対して給付する。
- (3) 交通遺児進級支援金は、第4条第1号に規定する学校等に在籍する者に対して給付する。(同一年度内において、交通遺児新入学給付金支給対象者を除く。)
- (4) 交通遺児高等学校卒業祝金は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、特別支援学校もしくは高等専門学校(第3学年に限る。)または同法第124条に規定する専修学校の高等課程を卒業する者(同等と認められる者を含む。)、同法第134条に規定する各種学校を卒業する者(同等と認められる者を含む。)に対して給付する。

2 交通遺児就職仕度金の支給対象者は、高等学校の入学給付金の対象者とならない。

(支給額)

第5条 新入学給付金等の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 交通遺児新入学給付金は、小学校、中学校の初学年に新入学した者については、一人当たり 20,000 円、高等学校の初学年に新入学した者は、一人当たり 30,000 円とする。
- (2) 交通遺児就職仕度金は、一人当たり 30,000 円とする。
- (3) 交通遺児進級支援金は、一人当たり 10,000 円とする。
- (4) 交通遺児高等学校卒業祝金は、一人当たり 50,000 円とする。

(申請)

第6条 新入学給付金等を受けようとする者は、交通遺児新入学給付金等一時金支給申請書(様式1)、または、交通遺児高等学校卒業祝金支給申請書(様式2)に第4条の規定にかかる書類(申出書)等の必要書類を添付して申請しなければならない。

(申請期限)

第7条 新入学給付金等の支給申請は、毎年4月末日までにしなければならない。

- 2 交通遺児高等学校卒業祝金の申請は、前項の規定にかかわらず1月末日までとする。

(決定)

第8条 おりづる会は、第6条の規定による申請書を受理したときは、必要事項を調査のうえ、その支給の可否を決定し、決定の内容等を申請者に通知するものとする。

(支給時期)

第9条 新入学給付金等の支給時期は、毎年5月末日までとする。

- 2 交通遺児高等学校卒業祝金については、前項の規定にかかわらず年度末の3月とする。

(決定の取消し)

第10条 おりづる会は、新入学給付金等の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、前条の規定に基づく支給の決定を取り消すことができる。

- (1) いつわりの申請その他不正の手段により支給の決定を受けたとき
- (2) 受給者等がこの新入学給付金等を目的以外に使用したとき

(新入学給付金等の返還)

第11条 おりづる会は、前条の規定により新入学給付金等の支給の決定を取り消したときは、支給した新入学給付金等の全部を返還させることができる。

(その他)

第12条 申請にかかる様式1および様式2については、会長が別に定める。

2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 前項に伴い、平成 23 年度の新入学給付金等については、第 7 条および第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、次によるものとする。

(1) 平成 23 年度の申請については、平成 23 年 6 月 15 日とする。

(2) 平成 23 年度の給付時期は、6 月末日とする。

3 昭和 45 年 4 月 15 日施行の交通遺児新入学給付金等支給規程は廃止する。

4 平成 20 年 4 月 1 日施行の交通遺児学年進級支援金支給規程は廃止する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。